

平成 29 年度 住民税の主な改正点

掲載内容（目次）

1. 給与所得控除の見直し.....	1
2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化.....	2
◎親族関係書類.....	2
◎送金関係書類.....	2
3. 金融所得課税の一体化について.....	2
(1) 公社債の区分.....	2
(2) 公社債の課税方式の変更.....	3
(3) 分離課税制度の改組.....	3
4. スイッチOTC医薬品控除について（平成 30 年度から）.....	3

1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が、平成 29 年度課税分については 230 万円（給与収入 1,200 万円を超える場合の給与所得控除額）に引き下げられました。

A=給与収入金額 B=A/4(千円未満切捨て)

現行(H26~H28年度課税分)		改正(H29年度課税分)	
給与等の収入金額の合計額 A	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額 A	給与所得の金額
～650,999円	0円	現行に同じ	
651,000円～1,618,999円	A-650,000円		
1,619,000円～1,619,999円	969,000円		
1,620,000円～1,621,999円	970,000円		
1,622,000円～1,623,999円	972,000円		
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		
1,628,000円～1,799,999円	B×4×60%		
1,800,000円～3,599,999円	B×4×70%-180,000円		
3,600,000円～6,599,999円	B×4×80%-540,000円		
6,600,000円～9,999,999円	A×90%-1,200,000円		
10,000,000円～14,999,999円	A×95%-1,700,000円	10,000,000円～11,999,999円	A×95%-1,700,000円
15,000,000円～	A-2,450,000円	12,000,000円～	A-2,300,000円

2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化

所得税の確定申告や住民税の申告等において、国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける場合には、「親族関係書類及び送金関係書類を添付し、又は提出の際に提示しなければならない」とこととされました。

(注意1) 給与等若しくは公的年金等の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示した上記関係書類については、確定申告書、住民税の申告書に添付又は提示を要しないこととされています。

(注意2) 国外居住親族が16歳未満であっても、住民税の非課税限度額の適用を受ける方は、上記関係書類の添付又は提示が必要となります。

◎親族関係書類

親族関係書類とは、次の①又は②のいずれかの書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文も必要です。)で、国外居住親族が納税者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)

◎送金関係書類

送金関係書類とは、次の書類(外国語で作成されている場合には、その翻訳文も必要です。)で、納税者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により納税者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類(外国送金依頼書の控えなど)
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその納税者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類(クレジットカードの利用明細書など)

3. 金融所得課税の一体化について

税負担に左右されず金融商品を選択できるよう、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとされました。

(1) 公社債の区分

特定公社債等	一般公社債等
特定公社債	特定公社債以外の公社債
公募公社債投資信託の受益権	私募公社債投資信託の受益権
証券投資信託以外の公募投資信託の受益権	証券投資信託以外の私募投資信託の受益権
特定目的信託の社債的受益権で公募のもの	特定目的信託の社債的受益権で私募のもの

※「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

(2) 公社債の課税方式の変更

公社債等の利子等については、源泉分離課税(県民税利子割5%)の対象とされていましたが、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等について、源泉徴収(県民税配当割5%)されたうえで、申告分離課税(住民税5%)の対象とされました。※一般公社債等の利子等については源泉分離課税を維持

公社債等に係る譲渡所得等については、非課税の対象から除外され、平成28年1月1日以後に譲渡した場合には、特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、上場株式等に係る譲渡所得等として、一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、一般株式等に係る譲渡所得等として、それぞれ申告分離課税(住民税5%)の対象とされました。

上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債の利子等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算ができることとされました。

また、平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等からの繰越控除ができることとされました。※上場株式等に係る配当所得等及び特定公社債等に係る利子所得等については、申告分離課税を選択したものに限り、損益通算及び繰越控除をすることができます。

(3) 分離課税制度の改組

株式等に係る譲渡所得の分離課税について、「上場株式等に係る譲渡所得等」と「一般株式等に係る譲渡所得等」を別々の分離課税制度としたうえで、「特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」並びに「一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」に改組されました。

これによって、①上場株式等に係る譲渡損失の金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除すること及び②一般株式等に係る譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することができなくなりました。

詳しくは、特定口座等を扱う金融商品取引業者等、申告関係の手続きにつきましては税務署にお問い合わせください。

4. スイッチOTC医薬品控除について(平成30年度から)

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(①特定健康診査②予防接種③定期健康診断④健康診査⑤がん検診のいずれか(平28厚労省告示第181号))を行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(88,000円を上限)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

※1 スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く)をいいます。

※2 この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

※3 平成30年度においては、平成29年1月1日から平成29年12月31日に支払いをされたものが控除対象となります。この特例の適用を受ける方は、一定の取組を行なったことを明らかにする書類及びスイッチOTC医薬品の金額が明らかにされているレシート等を保管しておいてください。